

※ 登録申請の注意事項

- 1 15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、印鑑の登録はできません。
- 2 この申請は、本人自ら登録する印鑑を持参して申請してください。代理人により申請されるときは、下記の代理人選任届が必要です。
- 3 本人自ら申請する場合で、次のいずれかに該当する書面を提示されたときには、即日登録できます。
 - (1) 官公署の発行した運転免許証、許可証若しくは身分証明書で写真貼付したもの又は在留カード若しくは特別永住者証明書(写真に浮出プレスによる証印があるもの又は写真に特殊加工してあるものに限ります。)
 - (2) 本市に印鑑登録をしている者が本人であると保証する保証書
- 4 本人自ら申請されても、上記「3」の書面の提示がなく本人申請等の確認ができない場合及び代理人による申請の場合は、本人意思確認のため照会書を発送し、回答書を持参されたときに登録がなされます。(即日登録はできません。)
- 5 登録できない印鑑がありますから御注意ください。

詳しくは、係員にお尋ねください。

代理人選任届

代理人 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

私に係る印鑑登録申請につき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

年 月 日

本人住所 射水市

番地
番 号

氏 名

登録申請印鑑

射水市長

※ 注意事項 この代理人選任届は、本人が全部自署してください。